

財産目録  
令和5年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会  
事業：法人全体

1 / 2  
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金		-		-	-	28,481,329
現金	PC-機、印刷機釣銭	-	運転資金として	-	-	7,000
預貯金	横浜銀行中山支店他	-	運転資金として	-	-	28,474,329
事業未収金		-	AC利用料	-	-	70,740
未収金		-	R4会費	-	-	60,000
未収補助金		-	災害見舞金県共募負担分	-	-	5,000
立替金		-	放置自転車撤去費用	-	-	1,320
前払金		-	目的外使用料	-	-	21,120
前払費用		-	令和5年度保険料	-	-	138,665
仮払金		-		-	-	0
<b>流動資産合計</b>						28,778,174
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金		-		-	-	3,000,000
基本財産特定預金	大和ネクスト銀行	-		-	-	3,000,000
投資有価証券		-		-	-	0
平成23年度第4回 横浜市八マ債5		-		-	-	0
<b>基本財産合計</b>						3,000,000
<b>(2) その他の固定資産</b>						
機械及び装置	紙折り機	-	福祉保健活動拠点貸出備品として使用	357,000	356,999	1
車輛運搬具	会車(日産バネット)	-	会車として	2,599,551	2,599,550	1
器具及び備品	大型A1プリンター他	-	福祉保健活動拠点貸出備品として使用	3,324,310	1,968,004	1,356,306
福祉事業基金積立資産		-		-	-	38,330,000
定期預金 福祉事業基金	横浜銀行中山支店	-	将来における地域活動助成事業等にあてるため	-	-	2,930,000
定期預金 大和ネクスト銀行	大和ネクスト銀行	-	将来における地域活動助成事業等にあてるため	-	-	35,400,000
その他の固定資産		-		-	-	8,960
リサイクル料預け金		-	会車リサイクル料	-	-	8,960
<b>その他の固定資産合計</b>						39,695,268
<b>固定資産合計</b>						42,695,268
<b>資産合計</b>						71,473,442
<b>負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	業務委託費3月分他	-		-	-	5,262,589
未払費用	役員費用弁償	-		-	-	79,200
預り金	ボランティア保険	-		-	-	408,053
<b>流動負債合計</b>						5,749,842
<b>固定負債合計</b>						0
<b>負債合計</b>						5,749,842
<b>差引純資産</b>						65,723,600

財産目録  
令和5年03月31日現在

法人：社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会  
事業：法人全体

2 / 2  
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
---------	--------	------	-------	------	---------	---------

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。